

令和 4 年 第 1 回

市議会定例会資料

その 2

目 次

議案第 27 号 関係	-----	1
議案第 28 号 関係	-----	4

茅ヶ崎市職員給与条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

看護師等の賃金改善を目的とする国の補助事業を活用し、茅ヶ崎市立病院に勤務する職員のうち看護師等である者の給与の額を引き上げるため提案する。

2 根拠法規

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項

3 条例の概要

- (1) 医療職給料表(3)の適用を受ける職員には、当分の間、給料月額のほか、給料月額に1,000分の6を乗じて得た額を給料として支給することとした。(附則第3項関係)
- (2) 規定を整備することとした。(附則第4項、附則第5項関係)
- (3) この条例は、公布の日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市職員給与条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 略 <u>(病院の看護師等の給料の特例)</u></p> <p>3 <u>医療職給料表(3) の適用を受ける職員には、当分の間、給料月額のほか、給料月額に 1, 0 0 分の 6 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料として支給する。</u></p> <p>（管理監督職員に支給する期末手当の特例）</p> <p>4 略 (管理監督職員に支給する勤勉手当の特例)</p> <p>5 略</p>	<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>（管理監督職員に支給する期末手当の特例）</p> <p>3 略 (管理監督職員に支給する勤勉手当の特例)</p> <p>4 略</p>

茅ヶ崎市職員給与条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、べき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○地方公務員法

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第二十四条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

- 2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。
- 3 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。
- 4 職員の勤務時間その他の職員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。
- 5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

茅ヶ崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の改正に伴い、所要の規定を整備するため提案する。

2 根拠法規

- (1) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条第1項
- (2) 消防法（昭和23年法律第186号）第36条の3
- (3) 水防法（昭和24年法律第193号）第45条
- (4) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項
- (5) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第1項

3 条例の概要

- (1) 所要の規定を整備することとした。（第3条関係）
- (2) この条例は、令和4年4月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第3条 略</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。</p>	<p>第3条 略</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。<u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p>

茅ヶ崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例参照条文

○消防組織法

(非常勤消防団員に対する公務災害補償)

第二十四条 消防団員で非常勤のものが公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、市町村は、当該消防団員で非常勤のもの又はその者の遺族の福祉に関する必要な事業を行うように努めなければならない。

○消防法

第三十六条の三 第二十五条第二項（第三十六条第八項において準用する場合を含む。）又は第二十九条第五項（第三十条の二及び第三十六条第八項において準用する場合を含む。）の規定により、消火若しくは延焼の防止若しくは人命の救助その他の消防作業に従事した者又は第三十五条の第十項の規定により市町村が行う救急業務に協力した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害の状態となつた場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例の定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

② 消防対象物が構造上区分された数個の部分で独立して住居、店舗、事務所又は倉庫その他建物としての用途に供することができるもの（以下この条において「専有部分」という。）がある建築物その他の工作物であり、かつ、専有部分において火災が発生した場合であつて、第二十五条第一項の規定により、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助に従事した者のうち、次に掲げる者以外の者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害の状態となつたときも、前項と同様とする。

- 一 火災が発生した専有部分の各部分の所有者、管理者、占有者その他の総務省令で定める者
- 二 火災が発生した専有部分の各部分及び当該各部分以外の部分を、一の者が、総務省令で定めるところにより、住居、店舗、事務所又は倉庫その他建物としての用途に一体として供している場合には、これらの用途に一体として供されている専有部分の各部分の所有者、管理者、占有者その他の総務省令で定める者（前号に掲げる者を除く。）

③ 第一項の規定は、都道府県が行う救急業務に協力した者について準用する。

○水防法

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

○災害対策基本法

(応急措置の業務に従事した者に対する損害補償)

第八十四条 市町村長又は警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が、第六十五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定又は同条第二項において準用する第六十三条第二項の規定により、当該市町村の区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、当該市町村は、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因に

よつて受ける損害を補償しなければならない。

- 2 都道府県は、第七十一条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

○原子力災害対策特別措置法

(災害対策基本法の規定の読み替え適用等)

第二十八条 原子力災害についての災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定（石油コンビナート等災害防止法第三十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
略	略	略
<u>第八十四条第一項</u>	<u>災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官</u>	<u>原子力災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官</u>
略	略	略

- 2 原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定（石油コンビナート等災害防止法第三十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

- 3 原子力緊急事態宣言があった時以後における災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

- 4 原子力災害については、災害対策基本法第八十七条及び第八十八条第二項の規定は、適用しない。
- 5 原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間においては、当該原子力緊急事態宣言に係る原子力緊急事態に関しては、災害対策基本法第五十条、第五十四条、第五十九条及び第六十六条の規定は、適用しない。
- 6 緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策を実施する地方公共団体の長は、第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十条第一項の規定によるもののほか、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策を実施するために必要な援助を求めることができる。

○消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）の規定による改正前のもの）

(権利の保護等)

第五十五条 消防団員等公務災害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえること
ができない。ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。

- 2 租税その他の公課は、消防団員等公務災害補償及び消防団員等福祉事業に関しこの法律又は市町村の条例若しくは水害予防組合の組合会の議決により支給を受けた金品を標準として、課することができない。

(平成十三年統合法の一部改正)
第七十三条 平成十三年統合法の一部を次のように改正する。

附則第十六条第五項中「廃止前農林共済法」の下に「第三十三条第二項」を加え、同条第二十一項中「第九十二条第二項」を加え、同条第二十一項中「第九十二条第二項」を「第九十二条第三項」に改める。

附則第一百一条を次のように改める。

第一百一条 削除

(国会議員互助年金法を廃止する法律の一部改正)

第七十四条 国会議員互助年金法を廃止する法律の一部を次のように改正する。

附則第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

(国会議員互助年金法を廃止する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとする旧国会議員互助年金法の一部改正)

第七十五条 国会議員互助年金法を廃止する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項ただし書を削る。

(平成二十三年地共済改正法の一部改正)

第七十六条 平成二十三年地共済改正法の一部を次のように改正する。

附則第三十五条を次のように改める。

第三十五条 削除

(受給権の保護に関する経過措置)

第七十七条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第三条に規定する給付で年金として給されるものについては、同条の規定にかかわらず、国家公務員共済組合法による改正前の国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号。次条において「昭和二十三年国家公務員共済組合法」という)第二十八条第二項の規定は、適用しない。

第七十八条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第三条第一項及び第二項並びに第九十二条に規定する給付で年金として給されるもの(同法第三条第一項に規定する退職料等及び同条第二項に規定する退職年金条例の通算退職年金を除く。)については、同法第三条第一項及び第二項並びに第九十二条の規定にかかわらず、平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第四十九条ただし書(年金である給付を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合に係る部分に限る。)の規定、昭和二十三年国家公務員共済組合法第二十八条第二項の規定、地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第百五十二号)第一条の規定による改正前の地方公務員共済組合法附則第二条の規定による廃止前の市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)第二十八条第二項の規定、昭和六十年国家公務員共済改正法附則の規定によりその例によることとされる昭和六十年国家公務員共済改正法第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第四十九条ただし書(年金である給付を受ける権利を国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合に係る部分に限る。)の規定、昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第七十三号)第四条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第五十条ただし書(年金である給付を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

第七十九条 平成二十三年地共済改正法附則第二条、第八条及び第九条に規定する給付については、これらの規定にかかわらず、平成二十三年地共済改正法による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十七条の三ただし書(年金である共済給付金を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

附則第三十六条第一項、第七十条第一項及び第七十一条第一項に規定する申込みに係る年金である給付若しくは補償又は保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の支給を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

第八十条 この法律の施行の際現に担保に供されている年金、あるいは保険給付遅延特別加算金の支給を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

附則第五十五条の規定による改正後の平成二十四年一元化法附則第一百二十二条の規定により附則第六十九条の規定による改正後の株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第二条第一項に規定する恩給等とみなされる給付(平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項及び第六十五条第一項に規定する年金たる給付に限る。)を受ける権利については、第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十一条第一項の規定は、なおその効力を有する。

附則第三十六条第一項、第七十条第一項及び第七十一条第一項に規定する申込みに係る年金である給付若しくは補償又は保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の支給を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

附則第三十六条第一項に規定する小口の資金の貸付けを受けている者(施行日以後に附則第三十六条第一項の規定により改正前機構法第十二条第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けを受ける者を含む。)は、当該者が独立行政法人福祉医療機構に担保に供している厚生年金保険法若しくは国民年金法に基づく年金たる給付を受ける権利が消滅し、又はこれらの給付の全額の支給が停止された場合において、他に厚生年金保険法若しくは国民年金法に基づく年金たる給付(その全額の支給を停止されている給付を除き、厚生年金保険法に基づく年金たる保険給付にあっては政府が支給するものに限る。)若しくは保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の支給を受ける権利を有し、又は新たにこれらの受給権を取得したときは、第二条の規定による改正後の国民年金法第二十四条、第四条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十一条第一項及び附則第六十条の規定による改正後の年金給付遅延加算金支給法第四条の規定にかかわらず、これらの受給権を独立行政法人福祉医療機構に担保に供することができる。

(受給権の保護に関する特例)

第八十一条 第二十八条の規定の施行の際現に改正前機構法第十二条第一項第十二号の規定による小口の資金の貸付けを受けている者(施行日以後に附則第三十六条第一項の規定により改正前機構法第十二条第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けを受ける者を含む。)は、当該者が独立行政法人福祉医療機構に担保に供している厚生年金保険法若しくは国民年金法に基づく年金たる給付を受ける権利が消滅し、又はこれらの給付の全額の支給が停止された場合において、他に厚生年金保険法若しくは国民年金法に基づく年金たる保険給付にあっては政府が支給するものに限る。)若しくは保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の支給を受ける権利を有し、又は新たにこれらの受給権を取得したときは、第二条の規定による改正後の国民年金法第二十四条、第四条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十一条第一項及び附則第六十条の規定による改正後の年金給付遅延加算金支給法第四条の規定にかかわらず、これらの受給権を独立行政法人福祉医療機構に担保に供することができる。

第二十八条の規定の施行の際現に改正前機構法第十二条第一項第十二号の規定による小口の資金の貸付けを受けている者(施行日以後に附則第三十六条第一項の規定により改正前機構法第十二条第一項第十三号に規定する小口の資金の貸付けを受ける者を含む。)は、当該者が独立行政法人福祉医療機構に担保に供している労働者災害補償保険法に基づく年金たる保険給付を受ける権利が消滅した場合において、新たに同法に基づく年金たる保険給付を受ける権利を有することとなつたときは、第二十七条の規定による改正後の労働者災害補償保険法第十二条の五第二項の規定にかかわらず、当該年金たる保険給付を受ける権利を独立行政法人福祉医療機構に担保に供することができる。

(社会保険労務士法の一部改正)

第八十二条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十七号中「第十二条第一項第十二号及び第十三号並びに」を削る。

(介護保険法の一部改正)

第八十三条 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項第二号中「を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供している」を「の支給が停止されている」に改める。

(年金保険者の市町村に対する通知に関する経過措置)

第八十四条 老齢等年金給付(介護保険法第二百三十三条に規定する老齢等年金給付をいう。)を受ける権利を担保に供している者に係る年金保険者(同条に規定する年金保険者をいう。)については、前

条の規定による改正前の介護保険法第三十四条第一項の規定は、なおその効力を有する。

附則第八十五条第一項の表中「平成三十二年三月」を「令和二年三月」に、「平成三十二年四月」を「令和二年四月」に、「平成三十三年三月」を「令和三年三月」に、「平成三十三年四月」を「令和三年四月」に、「平成三十四年三月」を「令和四年三月」に、「平成三十四年四月」を「令和四年四月」に、「平成三十五年三月」を「令和五年三月」に、「平成三十五年四月」を「令和五年四月」に、「平成三十六年三月」を「令和六年三月」に、「平成三十六年四月」を「令和六年四月」に、「平成三十七年三月」を「令和七年三月」に、「平成三十七年四月」を「令和七年四月」に、「平成三十八年三月」を「令和八年三月」に、「平成三十八年四月」を「令和八年四月」に、「平成三十九年三月」を「令和九年三月」に、「平成三十九年三月」に改め、同項第一号中「平成四十一年八月までの月分の」を「令和十一年八月までの月分の」に改め、同項第一号中「平成三十九年三月」を「令和九年三月」に改め、同項第二号中「平成三十九年四月」を「令和九年四月」に、「平成四十一年八月」を「令和十一年八月」に、「平成三十九年九月」を「令和九年九月」に、「平成四十一年八月」を「令和十一年八月」に改める。

第六十一条 第二十八条の規定の施行の際現に前条の規定による改正前の年金給付保険給付遲延特別加算金及び給付遅延特別加算金の受給権者に関する経過措置

第六十一条 第二十八条の規定の施行の際現に前条の規定による改正前の年金給付遅延加算金支給法第二条に規定する第四条第二項の規定により保険給付遅延特別加算金(年金給付遅延加算金支給法第二条に規定する

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法) 防衛省令不適用特例加算金をいふ。附則第八十一条第一項及び第二項並びに第八十二条第一項において同一の支給を受ける権利をそれぞれ当該保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の計算の基礎となる厚生年金保険法による保険給付又は国民年金法による給付の受給権とみなされて改正前機構法第十二条第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けを受けている者に対する当該貸付けに係る債権については、改正後機構法附則第五条の二第二項第一号に規定する債権とみなしして、同項の規定を適用する。

(部改正)

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)
第六十二条 令合による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百

第六二二条 田舎いのち共済組合等から金を貸す銀行の特別預金は、和二二年三月一日以後の五十六号の一部を次のように改正する。

第十六条の二第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とす

No. 132211

(国家公務員災害補償法の一部改正)

第七条第二項ただし書を削る。

(警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部改正)

第六十四条 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十一号）

五号)の一部を次のように改正する
第十条(二)書を削る。

(消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正)

第六十五条 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第百七号）の一

部を次のように改正する。

(公立学校の学校医、学校歯科医及び小学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部改正) 第五十五条第一項ただし書を削る。

第六十六条 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年五月二十一日法律第百四十九号）

二年法律第二百四十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項ただし書を削る。
（注）等の被害につき二回十元法津の一郎（改）

第六十七條 証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第百九号）の一部を次の
（証人等の被害についての給付に関する法律の一部改正）

めに改ざんする。

第十条ただし書を削る。

(地方公務員災害補償法の一部改正)
第二、一八条 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第六十一条 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）の一部を次のとおり改正する。

第七十一条中「同条第二項ただし書中「年金たる補償」とあるのは「年金たる補償に相当する

補償 [と] を削る。

(株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正) 株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一条)

第六十九条 桜井ノ名日本政黨令閣公尾が行シ見事計作會開に關て之ヲ准（田利二二一ノ全治會第ノ一
号）の一部を次のように改正する。

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽
令和二年六月五日

内閣総理大臣 安倍晋三

法律第四十号

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律

(国民年金法の一部改正)

第一条 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。
第四十九条第一項ただし書中「その夫が障害基礎年金の受給権者であつたことがあるとき、又は老齢基礎年金の支給を受けていた」を「老齢基礎年金又は障害基礎年金の支給を受けたことがある夫が死亡した」に改める。

第八十七条第三項の表平成三十一年度以後の年度に属する月の月分の項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

第九十条第一項第三号中「障害者」の下に「寡婦その他の同法の規定による市町村民税が課されない者として政令で定める者」を加え、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同条

第四項中「第三号及び第四号」を「及び第三号」に改める。

第九十条の二第一項第二号、第二項第二号及び第三項第二号並びに第九十条の三第一項第二号中「から第四号まで」を「及び第三号」に改める。
附則第五条第一項第一号中「もの」の下に「(この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除く。)」を加え、同項第二号中「者」の下に「(この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除く。)」を加え、同条第七項に次の一号を加える。

五 この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者となつたときは。

附則第五条第八項中「及び第四号」を「第四号及び第五号」に改める。

附則第九条の三の二第一項中「当分の間」の下に「保険料納付済期間等の月数〔〕を、「合算した月数」の下に「をいう。第三項において同じ。」を加え、同条第三項中「基準月」を「脱退一時金の額は、基準月〔〕に、〔第八項において同じ。〕が平成十七年度に属する場合の脱退一時金の額は、次の表の上欄に掲げる請求日の日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る請求の日の前日における保険料納付済期間の月数〔〕を、「合算した月数〔〕を、「合算した月数〔〕に相当する月数を合算した月数〔〕の属する年度における保険料の額に二分の一を免除期間の月数の四分の一に相当する月数を合算した月数〔〕以下この項において「対象月数」という。〕に応じて、それぞれ同表の下欄に定める」を「〕の属する年度における保険料の額に二分の一を免除期間の月数の四分の一に相当する月数を合算した月数〔〕以下この項において「対象月数」という。〕に応じて得た額に保険料納付済期間等の月数に応じて政令で定める数を乗じて得た」に改め、同項の表を削り、同条第八項を削る。

第二条 国民年金法の一部を次のように改正する。

第十三条 削除
第十三条を次のように改める。

合及び」を削る。

第二十八条第二項各号中「七十歳」を「七十五歳」に改める。

第三十六条の三第一項中「八月」を「十月」に、「七月」を「九月」に改める。

第十二条 第二項を次のように改める。国民年金法の一部を次により担保に供する場